

答 申 第 272号
令和元年12月25日

岐阜市長 柴橋 正直 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 池 田 紀 子

保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号。以下「条例」という。）第10条第3項の規定に基づき、令和元年12月17日付け岐阜市民市第279号で諮問のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 事案の概要

岐阜市では、少子化対策の一環として父親の主体的な家事・育児参画を促し、父親が母親と共に子育てを行う「共育」の推進を図るための取組みとして「ぎふし共育都市プロジェクト」を今年度から実施している。

当該プロジェクトでは、父親の育児参画に対する意識の向上を促し、子育てを行う力を育む「パパ大学」や「父子旅行～ko-to-trip～」のほか、父親向けの子育て支援情報を新聞紙面に掲載し、父親の育児参画に対する周知啓発を図る「新聞特集」等、父親の育児参画に関する総合的な施策を実施しており、各事業の認知度、共育意識の変化、共育の実現のために必要な支援を把握する必要があることから、「ぎふし共育都市プロジェクト」に関するアンケート調査（以下「調査」という。）を実施する予定である。

については、調査の実施に係る調査対象者の抽出及びタックシールの作成に当たり、条例第10条第2項第5号の規定により、市民生活部市民課が保有する住民基本台帳の情報を利用目的以外の目的のために利用する。

2 利用目的以外の目的のために利用する保有個人情報

調査対象者の子どもの氏名、住所及び郵便番号

3 意見

適当なものとする。